

<専門家と法律家の視点から、「これからの役員報酬のあり方」を多角的に考察>

「コーポレートガバナンス・コード」「改正会社法」における原則・規制を踏まえた

# 役員の実績評価・報酬改革

- 報酬諮問委員会の活用、報酬方針の開示対応等も含む、業績連動型報酬の導入に向けた実務ポイント

●日 時● 2015年 3月 23日(月) 13:00~17:00

●会 場● 東京・麹町『厚生会館』 TEL:03-3264-1241

解 説 I 『コーポレートガバナンス・コードにおける経営者報酬に関する実務対応』【制度設計編】

■ペイ・ガバナンス日本株式会社 マネージング・パートナー 阿部 直彦 氏

【略歴】20年を超える日米での経営者報酬コンサルティングの経験を有しており、本分野の、日本におけるパイオニア。米国 KPMG (ロサンゼルス) 日系企業部ディレクター、タワーズペリン (現タワーズワトソン) のロサンゼルス (コンサルタント) を経て東京支店代表等を勤めた。2013年11月にペイ・ガバナンス日本株式会社の代表パートナーに就任。日本経済新聞、朝日新聞、日経ビジネス、ウォールストリートジャーナル、ビジネスウィークなど多くのメディアに対して経営者報酬に関するコメント及び論文の提供実績がある。日本取締役協会の経営者報酬ガイドラインのワーキンググループリーダーを、2002年以降継続して務める。1985年 應義塾大学商学部卒業。米国ペイ・ガバナンス LLC は、旧タワーズペリン経営者報酬部門のパートナーが中心となって設立された独立系経営者報酬コンサルティング会社。大規模クライアントの領域でのマーケットシェアが高く、S&P ラージキャップ500社では、創設4年で、第2位にランクされている。ペイ・ガバナンス日本株式会社は、米国ペイ・ガバナンスのグローバルメンバーファームであり、日本初の独立系経営者報酬コンサルティング会社として設立された。

II 『役員報酬改革と法務』【法務編】

■外国法共同事業ジョーンズ・デイ法律事務所 パートナー 弁護士/ニューヨーク州弁護士 清原 健 氏

【略歴】外国法共同事業ジョーンズ・デイ法律事務所パートナー (M&Aプラクティスグループ)。第一東京弁護士会所属 (1992年弁護士登録)、ニューヨーク州弁護士 (1998年登録)。東京大学法学部卒 (1989年)、米国シガン大学ロースクール卒 (LL.M、1997年)。第一東京弁護士会・総合法律研究所の金融商品取引法研究会の元部会長 (2004年から2011年まで)。弁護士登録以来一貫して証券法制を中心とした法律業務を中核とし、現在の主な業務は、企業買収・提携等の企業間取引のほか、インサイダー取引規制、ディスクロージャー、内部統制、コーポレート・ガバナンス等に関する金融商品取引法や東証規則上のアドバイス。株主アクティビスト、インサイダー取引規制、証券訴訟、空売り規制、会計不正などのテーマに関して、日本経済新聞、朝日新聞、ファイナンシャルタイムズ、ロイター、日経ビジネスでのコメント引用記事の他、セミナー講演、著書・論文多数。金融庁・コーポレート・ガバナンス連絡会議メンバー (2010年度)、金融庁・開示制度ワーキング・グループ法制専門研究会委員 (2011年度)、企業会計審議会・監査部会臨時委員 (2012年度以降、現任)。

<<プログラム詳細は裏面をご覧ください>>

企業研究会 セミナー事務局宛

FAX 03-5215-0951

\* 当会ホームページ (http://www.bri.or.jp) からもお申込みいただけます。

●受講料● 1名 (税込み、資料代含む)

正会員	32,400円 本体価格 30,000円
一般	35,640円 本体価格 33,000円

●申込書を FAX いただくか、当会ホームページよりお申込みください。後日 (開催日 1週間~10日前までに) 受講票・請求書をお送り致します。

●よくあるご質問 (FAQ) については当会ホームページでご確認いただけます。 ( [TOP] → [公開セミナー] → [よくあるご質問] )

●お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願いいたします。

●最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきます。ご了承ください。

一般社団法人企業研究会

担当: 上島 E-mail kamijima@bri.or.jp  
〒102-0083  
東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町 31MT ビル 2F  
TEL 03-5215-3516 FAX 03-5215-0951

141833-0503 (※)		2015.03.23	
申込書 役員の実績評価・報酬改革			
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			
ご氏名	フリガナ	所属 役職	
Eメール			

\* お客様の個人情報、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

# 役員業績評価・報酬改革

## ●プログラム●

### 解説Ⅰ

13:00

#### 【制度設計編】

### 『コーポレートガバナンス・コードにおける経営者報酬に関する実務対応』

#### ■ペイ・ガバナンス日本株式会社 マネージング・パートナー 阿部 直彦 氏

1. コーポレート・ガバナンスコード（案）における経営者報酬規制の解説
  - (1) 経営幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続
  - (2) 中長期的な企業の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な起業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けのある報酬とは
  - (3) 任意の報酬諮問委員会の活用や監査委員会（監査等委員会設置会社）について
2. 欧米における経営者報酬ガバナンス規制の最新の現状と日本への影響
  - (1) 個別報酬と方針の開示
  - (2) 報酬委員会
  - (3) セイオンペイ
3. 日米欧における経営者報酬の動向
  - (1) 報酬水準
  - (2) 業績連動報酬の動向
4. コーポレート・ガバナンスコード（報酬規制部分）への対応 ～報酬方針の策定と開示対応
  - (1) 開示の事例研究（国内海外）
  - (2) 業績連動報酬（年次賞与や中期インセンティブ・株式報酬設計と導入）
  - (3) 報酬諮問委員会の設置と運用

14:45

### 解説Ⅱ

14:55

#### 【法務編】

### 『役員報酬改革と法務』

#### ■外国法共同事業ジョーンズ・デイ法律事務所 パートナー 弁護士/ニューヨーク州弁護士 清原 健 氏

1. コーポレートガバナンス・コードと役員報酬にかかる原則
  - (1) コードのアプローチ（コンプライ・オア・エクスプレイン）
  - (2) 業績評価と役員報酬にかかるコードの原則
  - (3) 報酬に関する任意の仕組み（報酬諮問委員会）の活用
  - (4) 報酬委員会との比較

#### 2. 会社法上の役員報酬規制

- (1) 株主総会決議をめぐる問題
- (2) 取締役会決議をめぐる問題
- (3) ストックオプションにかかる規律

\*最新の情報・動向に基づき、内容を一部変更させていただく場合がございます。

#### 3. 報酬の方針にかかる開示ルールと事例分析

- (1) 事業報告における開示
- (2) 有価証券報告書における開示
- (3) コーポレートガバナンス報告書における開示

16:40

#### 4. 業績連動型報酬をめぐる実務問題

- (1) 法的留意事項
- (2) 米国ドッドフランク法における規律
- (3) 今後の展望

### 特別セッション

16:40

### 『専門家、法律家が特に注目するポイントとこれからの役員報酬のあり方』

#### ■講師2名によるディスカッション形式の解説

※「制度設計編」「法務編」の各セッションで取り上げたいいくつかのトピックスの中から、それぞれの立場で実務上特に留意すべきと思われるポイントを挙げ、今後の役員報酬のあり方について考察していきます。

17:00